

世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例について

(付議の要旨)

保育待機児対策の一環としてマンション建設における保育所等の設置をより一層推進するため、「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例・同条例施行規則」(以下「住環境条例」という。)の一部を改正する案を取りまとめたので、区民意見募集の結果とあわせて報告する。

1 主旨

保育待機児の増加が社会問題化する中、安心して子育てできる環境整備の拡充に向けて、保育所管と建築行政所管が連携強化し、マンション建設における保育所等の設置をより一層推進するよう取り組んでいく。

このたび、住環境条例の一部改正により一定規模以上の集合住宅の建築について保育所管との協議を義務付けることとし、区民意見募集を経て、条例の改正案を取りまとめたので、区民意見募集の結果とあわせて報告する

なお、住環境条例の改正に伴い、現行の「世田谷区大規模集合住宅の建築における保育所等の設置の協力要請に関する要綱(子ども部所管)」(以下、「現行要綱」という。)に基づく事前協議制度も見直しを行う。

2 区民意見募集の結果

1) 実施期間 平成25年9月17日(火)から10月7日(月)まで

2) 意見提出件数 1通 (1人)

3) 意見の内訳

項目	件数
条例全般について	1
条例以外の意見(保育行政について)	1

4) 意見概要と区の考え方 別紙1のとおり

3 住環境条例改正の概要

(1) 保育所等の設置に関する協議の義務づけ

住戸専用面積40㎡以上の住戸の数が50以上又は住宅部分の床面積の合計が5,000㎡以上の指定建築物(寮、寄宿舍の用途に供するものを除く。)を対象に、保育所等の設置に関して区長(子ども部)との協議を義務づける旨の規定を追加する。

(2) 協議の時期

区長(子ども部)との協議は、建築計画届出書(第1号様式)の提出前とし、当該届出書添付書類「建築計画書」に「子ども部との協議(終了確認)」欄を追加する。

(3) 規定の整備

建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、第7条第2項第(5)号の条文に条ズレが生じたので併せて規定の整備を行う。

4 条例及び施行規則新旧対照表 別紙2・3とおりのり

5 その他

現行要綱の改正

住環境条例改正への対応及び協力を得られる規模・面積に応じた保育所等の設置を想定して施設類型の範囲拡大も検討のうえ、現行要綱を改正する。(別紙4・5による。)

6 今後の予定

平成25年 11月 中旬 福祉保健常任委員会・都市整備常任委員会
(区民意見募集結果、条例案報告)
11月15日 区民意見募集結果の公表
12月 第四回定例会に条例の改正を提案
平成26年 3月 1日 改正条例の施行

7 参考資料

参考資料1 現行要綱に基づく設置協力要請一覧

事業主	計画建物の名称	住戸数	保育所の種別	保育所の面積
二子玉川東地区市街地再開発組合	二子玉川東地区第一種市街地再開発事業に係る施設建築物実施計画 街区	1033戸	認証保育所	189㎡
清水建設(株)	K2west計画	369戸	認可外保育施設	約220㎡
東京都住宅供給公社	コーシャハイム千歳烏山	585戸	認証保育所	260㎡
住友不動産(株)	(仮称)八幡山計画	約1000戸	認証保育所	206㎡

参考資料2 住環境条例の戸数別届出件数

(件)

	50戸未満	50~99戸	100~199戸	200戸以上
22年度	21	5	5	3
23年度	19	5	3	0
24年度	21	7	0	0

住戸専用面積40㎡以上の住戸の数が20未満の集合住宅は対象から除外する。
住戸専用面積40㎡未満の住戸は戸数に含まれていない。